

旭川市感染症予防計画

概要版

令和 6 年 4 月
旭川市

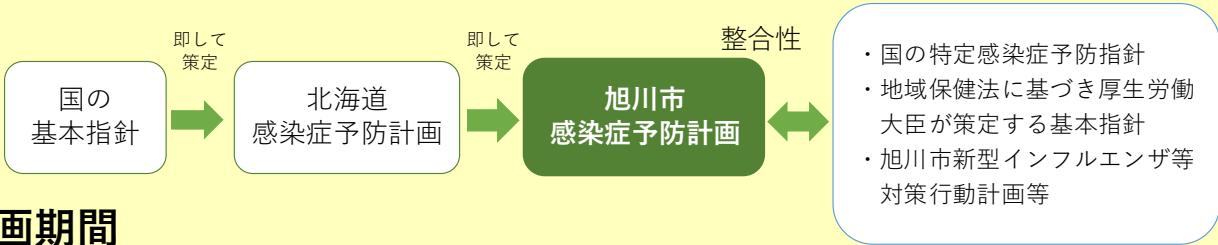
旭川市感染症予防計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

令和 4 年 1 2 月に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。）第 1 0 条第 1 4 項の規定により，新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ，次の感染症危機に備えるため，厚生労働大臣が定めた感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び北海道感染症予防計画に即し，本市の感染症の対策を総合的に推進するための計画を策定する。

計画の位置づけ

旭川市感染症予防計画は，国の基本指針及び北海道感染症予防計画に即して策定するとともに，他の関連する国の指針や本市の関連計画と整合性を図るものとする。



計画期間

令和 6 年度から令和 1 1 年度までの 6 年間

旭川市感染症予防計画（概要版）

発 行 旭川市

発行年月 令和 6 年 4 月

問合せ先 旭川市保健所保健予防課
TEL 0166-25-9848

旭川市感染症予防計画 概要

■ 1 感染症の予防の推進の基本的な方向

本計画は、平時からの感染症の発生及びまん延の防止に重点を置き、感染症の発生状況の把握や分析、感染予防等の情報の市民への提供、健康危機管理時における迅速かつ的確な対応等のため、市や関係機関等の役割を踏まえた体制整備等について規定するものである。

■ 3 感染症のまん延の防止のための施策

感染症のまん延防止対策については、迅速かつ的確に対応するとともに患者等の人権を尊重する。また、感染症の集団発生等について、市は、国、北海道、関係機関、関係団体等と連携を図りながら対応するものとする。

■ 5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

市は、検査が円滑に実施できるよう平時から計画的に準備を行うものとする。
また、保健所は、研修や実践的な訓練の実施により自らの試験検査機能の向上や地域の検査機関の資質の向上に努めるものとする。

項目	目標値 【流行初期】 (発生公表後 1 か月以内)	目標値 【流行初期以降】 (発生公表後 6 か月以内)
	検査の実施能力	検査機器の数
検査の実施能力	20 件／日	150 件／日
検査機器の数	3 台	3 台

■ 7 感染症の患者の移送のための体制の確保

移送については、保健所のみで対応が困難な場合においても必要な患者搬送が行えるよう、市は関係部間での連携の下、役割分担や民間事業者等への委託等により、移送体制の確保を図るものとする。また、平時から関係者による移送訓練や演習等を計画し、実施するよう努めるものとする。

■ 2 感染症の発生の予防のための施策

施策の推進に当たり、市は、感染症発生動向調査の実施を中心に、食品保健対策や環境衛生対策等について、庁内関係部局や北海道のほか関係機関、関係団体等と連携を図りながら対応するものとする。

■ 4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

保健所は、道立衛生研究所等と連携を図りながら地域における感染症に係る情報収集、調査及び研究に取り組むとともに、取組に当たり市は、疫学的知識及び感染症対策の経験を有する人材の活用を図るものとする。

■ 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保

全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、北海道が各医療機関等と協定を締結し、入院や外来、後方支援体制の整備を行うため、市は、北海道や感染症指定医療機関等と連携し、必要に応じ、市内の医療体制整備に係る調整等を行う。

■ 8 宿泊施設の確保

市は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や感染力、発生及びまん延の状況を考慮しつつ、北海道が実施する宿泊施設体制整備について、必要に応じ、連携を図るものとする。

■ 9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

市は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制整備について、平時から準備を進めるとともに、生活上の支援を行うことができる体制整備に努める。

■ 1 1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

市は、患者等への差別や偏見の排除等のため、法律等に基づく適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行う。また、患者等のプライバシー保護を図るため、関係職員に対し研修等を通じ、その徹底を図る。

■ 1 3 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

市は、感染症発生時に迅速に対応できるよう、平時から計画的な保健所の体制整備に努め、業務の一元化、外部委託、ICT の活用や医療 DX の推進等も視野に入れて体制を検討するものとする。

項目	目標値
流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	240 人
即応可能な IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数)	3 人

■ 1 5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

市は、施設内感染の防止、災害防疫、感染症の国内への侵入防止、動物由来感染症対策、外国人に対する適用、薬剤耐性対策について、関係機関等と連携を図りながら情報提供等のほか、対策を講じるものとする。

■ 1 0 感染症対策物資等の確保

個人防護具等の感染症対策物資等については、全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際に不足しないよう、市は北海道等と連携し、平時から備蓄又は確保に努めるものとする。

■ 1 2 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

市は、医療機関や福祉施設、教育機関など保健医療福祉関係者の協力を得ながら、感染症対策を担う専門人材の養成を進めるものとする。また、北海道と連携し、IHEAT 要員による支援体制の確保や活用を想定した準備を行うものとする。

項目	目標値
保健所の感染症有事体制の構成人員（主に保健所職員）を対象とした研修・訓練の回数	1 回以上／年

■ 1 4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策

市は、国の指示又は協力要請に対し、国及び北海道と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じることとする。また、知見が集積されていない感染症対策が必要とされる場合は、国及び北海道に、職員や専門家の派遣等の支援を要請する。

■ 1 6 個別の感染症予防対策に関する事項

市は、エキノコックス症、結核、ウイルス性肝炎、インフルエンザ、蚊媒介感染症及びダニ媒介感染症、性感染症、麻しん、風しん、後天性免疫不全症候群について、感染防止に係る普及啓発や相談・検査の実施など、必要な対策を推進するものとする。